

🏠よくある質問 ～FAQ～ 空き家リフォーム支援事業補助金🏠

Q.空き家の期間ってどうやって確認するの？

A.物件購入時など、売主へ空き家であった期間を確認し、報告書に記入してもらってください。
また、申請時に、家屋の全部事項証明書にて、1年以上空き家であったかを確認します。

Q.これから県外から移住しようと考えている。直接空き家である対象物件に住んでからでもリフォーム補助対象になる？

A.申請日時点で対象物件に住んでいない(＝住民票を異動していない)場合のみ補助対象となりますので、すでに住んでいる場合は対補助対象外となります。****
実績報告までに福島市に住民票があれば補助条件は満たされるため、交付申請時点で市外居住者であっても補助対象となります。

Q.交付決定前に、リフォーム工事の契約や、ローン実行にあたり、購入した空き家へ住民票を異動しても大丈夫？

A.リフォーム工事の契約や、住民票の異動(引越し)を交付決定日よりも前に行った場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。申請にあたってはフロー図を参照ください。
リフォーム工事の契約日、ローン実行日については、事業者や各金融機関にご相談ください。

Q.住宅ローンの関係で、現在、所有権移転登記中であり、交付申請に提出できないが、どうすればいい？

A.所有権移転後の全部事項証明書は交付申請の際に必須です。登記完了後に申請してください。
その他の必要書類についても、不備がある場合、受理できませんので、余裕をもって申請ください。

🏠 よくある質問 ～FAQ～ 空き家リフォーム支援事業補助金 🏠

Q. リフォーム工事が完了したため、実績報告書を提出するが、日付はどうすればいい？

A. 実績報告書の完了日は、リフォーム工事費用の支払日となります。支払いが完了後、住民票を異動し、実績報告書を提出してください。

支払い完了前に、住民票を異動した場合は補助対象外となりますので、工事完了前にお問い合わせください。

Q. 領収書について、工事総額の領収書で大丈夫？

A. 契約書にて、前金や完了金など、分割して支払う条件になっている場合については、都度、支払った額の領収書を発行してもらってください。

Q. ハウスクリーニングの費用は補助対象になる？

**A. リフォームに伴う工事の作業の一つとしてのハウスクリーニングは、補助対象となります。
ただし、リフォーム補助対象部分以外のハウスクリーニングは補助対象外となります。**

Q. エコキュートの「(古いものから新しいものへ)交換」は補助対象となる？

A. 給湯器(高効率給湯器を含む)を古いものから新しいものへの交換(＝配管工事なし)であっても、補助対象となります。